

菊池川流域治水協議会 規約（改正案）

（設置）

第 1 条 「菊池川流域治水協議会」（以下「協議会」）を設置する。

（目的）

第 2 条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、菊池川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

（協議会の構成）

第 3 条 協議会は、別表 1 の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第 1 項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表 1 の職にある者以外の者の参加を協議会に求めることができる。

（幹事会）

第 4 条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表 2 に掲げる職のある者をもって構成する。

3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 幹事会は、河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策に関する情報交換、対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

5 幹事会は、第 2 項によるもののほか、構成員以外の者を幹事会に出席させ、意見を求めることができる。

（事務局）

第 5 条 本協議会の事務局を菊池川河川事務所に置く。

（協議会の実施事項）

第 6 条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

1 菊池川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。

2 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。

3 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。

4 その他、流域治水に関して必要な事項。

（協議会資料等の公表）

第 7 条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。た

だし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第9条 本規約は、令和2年7月31日から施行する。

令和2年	7月31日	施行
令和3年	3月23日	改正
令和4年	5月27日	改正
令和5年	5月29日	改正
令和6年	5月27日	改正

別表 1

玉名市長
山鹿市長
菊池市長
熊本市長
阿蘇市長
合志市長
玉東町長
和水町長
南関町長
大津町長
菊陽町長
熊本県 河川課長、下水環境課長
熊本県 県央広域本部土木部長
熊本県 県北広域本部土木部長
熊本県 玉名地域振興局土木部長
熊本県 鹿本地域振興局土木部長
農林水産省 九州農政局 北部九州土地改良調査管理事務所長
農林水産省 林野庁 九州森林管理局 熊本森林管理署長
国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター 熊本水源林整備事務所長
熊本地方気象台長
国土交通省九州地方整備局 菊池川河川事務所長

別表 2

玉名市	土木課長
山鹿市	建設課長
菊池市	土木課長
熊本市	河川課長、危機管理課長
阿蘇市	建設課長、農政課長
合志市	建設課長
玉東町	建設課長
和水町	建設課長
南関町	建設課長
大津町	建設課長
菊陽町	建設課長、下水道課長
熊本県	河川課 審議員、下水環境課 課長補佐、森林整備課 課長補佐、 森林保全課 審議員、砂防課 審議員
熊本県	県央広域本部 土木部工務管理課長
熊本県	県北広域本部 土木部技術管理課長
熊本県	玉名地域振興局 土木部工務課長
熊本県	鹿本地域振興局 土木部維持管理調整課長
農林水産省	九州農政局 北部九州土地改良調査管理事務所 企画課長
農林水産省	林野庁 九州森林管理局 熊本森林管理署 森林土木指導官
国立研究開発法人	森林研究・整備機構 森林整備センター
熊本水源林整備事務所	主幹
熊本地方気象台	防災管理官
国土交通省九州地方整備局	菊池川河川事務所 技術副所長